

業務部速報



No. 64

発行 21. 10. 9

JR東労組 業務部

申10号

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れ 第3回団体交渉(27項～33項)を行う! ② 10月8日開催

32. 地方で運用する際には、地方一支社間における具体的議論のもと、丁寧に認識一致を図ること。

組合 地方において標準数・規模感を具体的に示し、運用面においても具体的に議論すること。	会社 標準数やエリアは具体的になる。職場実態もありどこまで交渉するかはあるが、地方提案は具体的にを行う。
地方議論において全体にかかわる課題が発生した場合は本部・本社に議論を戻し速やかに議論すること。	そのような事態は想定していないが、提起があれば必要な対応はしていく。

33. 各支社における統括センター及び営業統括センター発足の際は、1箇所とし検証議論を行ったうえで拡大すること。

組合 働き方が大きく変化する中で、設置する場合はまずは1箇所として検証していくべきだ。	会社 一律に画一的な対応をする考えはない。
人間労働であるため安全・健康確保の視点と業務に対する責任感・誇り・モチベーションが向上する視点で検証が必要だ。	その観点もあるが様々な側面ではかるものであり総合的にトレースしていく。1人ひとりが貴重な財産であり、志高く前向きに仕事をしていただくことが全ての原動力である。

全 33 項目の議論を終え、対立し継続議論としていた 23 項と 25 項について要求実現とはなりませんでした。改めて、「主務職以下の職名の統合はすべきではない」「事務職の組合員に支給されている技能手当は施策実施後もこれまで通り支給すること」を主張し、以下の点を確認しました。

■職名の統合について

- ・職名の統合によってキャリア加算の仕組みが変わるわけではない。
- ・キャリア加算の位置づけ、必要性が変わるものではない。
- ・未来永劫無くならないことを約束するわけではないが、現時点において、キャリア加算を無くす考えはない。
- ・職名の統合により業務に対する責任感・誇りがなくなるというものではない。
- ・今回の職名統合により、制度の低下を招くものではない。

■事務職の技能手当の支給について

- ・職名の統合を理由に事務職に支給していた技能手当を見直すわけではない。
- ・この間の労使議論の経緯がある手当であり、現在支給している社員がいるために経過措置を行う。
- ・衛生管理者・危険物保安監督者の指定は一律に法令最低基準にするのではなく、社員数等を勘案して適切に指定していく。

組合 今施策は「更なる業務の融合や職名の統合によって、安全・健康、責任感や誇りなど働きがい低下するものではなく、向上に資する」ものでよいか。	会社 業務を融合しただけで自動的に安全レベルが維持・向上するのではなく、様々な課題や問題を解決する事で、一定の安全レベルが成り立ち、向上するものである。 確認!
安全や健康も低下するものではなく、向上するものでよいか。	各職場で責任感・誇り・モチベーション向上につなげることが大事だと考える。 確認!
会社は施策の理想や完成形態からの議論だが、我々は職場の現実から将来を見据えて要求し議論してきた。理想と現実が乖離し、理想通りとなっていない施策などもあり、危惧せざるを得ない。組織内で議論を行い必要な提起を行っていきたい。	社員にとっても変化点になるので、社員の理解を深める努力をしていくことと共に、安全をトッププライオリティ、安全をベースとしてしっかり進めたい。地方議論を進める中で、提起があれば真摯に対応したい。

鉄道の安全を守り抜くために、安全と健康を担保できる「職場と仕事」を組合員との議論でつくり出そう!